



**町政 HOT NEWS**

みんなで使う、大切な施設

**公共施設の使用料の見直しを進めています**

現在、町内にはさまざまな公共施設があります。その使用料は、それぞれの条例で定められており、金額も無料から5千円まで大きな開きがあります(平日利用の場合)。町では、来年度に開館を予定している中央公民館の使用料検討をきっかけに、町の施設の使用料について全般的な見直しを行うてきました。このほど大まかな方向性が決まりましたのでお知らせします。なお、区分や金額は、今後変更になる場合もあります。

**▶集会施設**

町立集会所、共同福祉施設、邑楽町公民館、産業研修会館、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター、中央公民館

区分	使用料/h	備考
会議室(小)	100円	50㎡未満
会議室(中)	200円	50~99㎡
会議室(大)	500円	100㎡以上(町立集会所大会議室、共同福祉施設大研修室、邑楽町公民館ホール、産業研修会館講堂兼研修室)
会議室(小中)年間	2,000円	
会議室(大)年間	5,000円	

※年間登録には条件があります。詳しくは各施設に問い合せてください。

**使用料の考え方**

- 1 バラバラを統一**  
これまでバラバラだった町の公共施設使用料について、できるだけ統一した考え方に基づいて、金額をそろえるようにします。
- 2 算出根拠を明らかに**  
使用料の算出に当たっては、施設の建設費や職員人件費は町が負担し、施設の維持管理にかかる経費や照明・空調など、実費に当たる経費を利用者にご負担いただくという考え方を基本にします。
- 3 時間区分も統一**  
貸し出しの時間区分は、これまで多くの施設で半日単位でしたが、原則として1時間当たりの金額に統一します。
- 4 二人当たり料金を改め**  
利用者一人当たりの金額ではなく、一室(一面)利用するための使用料を原則とします。
- 5 施行は来年度からを予定**  
平成30年4月1日からの施行を予定しています。ただし、サッカー場(スポーツ・レクリエーション広場)については、人工芝生を踏ませて、すでに平成29年4月1日から新料金となっています。

人工芝生を整備したスポレク広場の使用料(1面・昼間)は、これまで1時間当たり500円だったものが2,000円になりました。

過去3年間に実際にかかった維持管理経費などを調べ、その平均値を元に、使用料の金額を算出しました。

時間区分を細かくすることにより、施設の空き時間(部屋は取っているけれど実際には使っていない時間)を少なくし、より多くの皆さんに施設をご活用いただくことができるようになります。

施設が建設された時期や目的、所管課が違ったため、必ずしも使用料の算出根拠が統一されていませんでした。それを、この機会に見直すこととします。

**▶スポーツ施設**

区分	使用料/h	備考
屋内運動場(大)	500円	町民体育館、勤労者体育センター
屋内運動場(大・半面)	250円	町民体育館、勤労者体育センター
屋内運動場(小)	250円	武道館
屋内運動場 年間	7,000円	町民体育館、勤労者体育センター、武道館
野球場(大・昼間)	600円	鶉農村広場(野球場2面) ※1面のみ使用は300円
野球場(中・昼間)	300円	青少年広場、ひろや公園、松本公園、緑ヶ岡公園
野球場(中・夜間照明付)	700円	青少年広場、緑ヶ岡公園
野球場(小・昼間)	200円	鞍掛中央公園芝生広場
野球場(昼間)年間	5,000円	青少年広場、ひろや公園、松本公園、緑ヶ岡公園、鞍掛中央公園芝生広場
野球場(夜間照明付)年間	7,000円	青少年広場、緑ヶ岡公園
テニスコート(昼間)	300円	1面当たり
テニスコート(夜間照明付)	600円	1面当たり
テニスコート(昼間)年間	5,000円	
テニスコート(夜間照明付)年間	7,000円	
サッカー場(1面、昼間)	2,000円	スポーツ・レクリエーション広場
サッカー場(半面、昼間)	1,000円	スポーツ・レクリエーション広場
サッカー場(1面、夜間照明付)	4,000円	スポーツ・レクリエーション広場
サッカー場(半面、夜間照明付)	2,000円	スポーツ・レクリエーション広場
サッカー場(昼間)年間	10,000円	スポーツ・レクリエーション広場
サッカー場(夜間照明付)年間	20,000円	スポーツ・レクリエーション広場

※年間登録には条件があります。詳しくは町民体育館および勤労者青少年ホームにお問い合わせください。

**▶中央公民館ホール**

区分	使用料/h	備考
中央公民館ホール(舞台のみ)	1,000円	平日
	1,200円	土日祝日
中央公民館ホール(観覧席のみ)	2,000円	平日
	2,400円	土日祝日
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	2,500円	平日
	3,000円	土日祝日
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	5,000円	興行(入場料無料または1,000円未満)平日
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	6,000円	興行(入場料無料または1,000円未満)土日祝
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	6,250円	興行(入場料1,000円以上3,000円未満)平日
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	7,500円	興行(入場料1,000円以上3,000円未満)土日祝
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	7,500円	興行(入場料3,000円以上)平日
中央公民館ホール(舞台+観覧席)	9,000円	興行(入場料3,000円以上)土日祝

※中央公民館ホールには年間登録はありません。

**自主的な活動を支援**

**町内の団体などには減免制度もあります**

町民の皆さんの自主的な学習・文化・スポーツ活動を支援するため、一定の条件を満たした団体などには使用料の減免を検討しています。

区分	減免率
町・教育委員会などが主催するとき	100%
町内の保育所、幼稚園、小中学校、学童保育所などが教育または保育を目的として使用するとき	100%
町内のスポーツ少年団が競技のために使用するとき	100%
町が委嘱している団体などが行政目的などで使用するとき	100%
体育協会本部、文化協会本部、公利連、婦人会本部、子育連本部など連合的・調整的団体が、その目的のために使用するとき	100%
主に町内の障害者などで構成された団体が使用するとき	100%
各施設の登録団体や公利連加盟団体が、その目的のために使用するとき	50%

※ただし、中央公民館ホールについては、この限りではありません。

**各施設 問合せ先**

- 町立集会所 ☎ 47-5002(役場総務課)
- 共同福祉施設 ☎ 47-5026(役場商工振興課)
- 中央公民館 ☎ 47-5043(教委生涯学習課)
- 邑楽町公民館 ☎ 88-1290
- 邑楽町産業研修会館 ☎ 89-0123
- 邑楽町勤労青少年ホーム ☎ 89-1501
- 邑楽町民体育館、他スポーツ施設 ☎ 88-5355(町民体育館)

